

## 給食業務委託契約入札参加資格

当協会が指定管理を受託している名古屋市清風荘の給食業務を円滑に遂行するためには、軽費老人ホームの調理業務に習熟・精通し、受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有するとともに、災害等の諸事情により受託業務が遂行困難となった場合においても、業務代行を迅速かつ確実に担保する能力を有することが不可欠である。

このため、当協会の給食業務を受託できる業者は、次の条件を全て満たしているものに限るものとする。

1. 愛知県内に本社・支社若しくは営業所を有すること。
2. 日本国内において、1回100食以上若しくは1日250食以上の特定給食施設を3ヶ所以上有するか、または1回300食以上若しくは1日750食以上の特定給食施設を1ヶ所以上有すること。
3. 医療関連サービス振興会のサービスマークを取得していること。
4. 日本国内において、特別養護老人ホーム、病院、老人保健施設のいずれかの受託実績を過去3年以内に有すること。
5. 暴力団等の関与がないこと。